

ハンセン病年表

1873 (明治 6) 年	ハンセン (ノルウェー) が「らい菌」発見
1897 (明治 30) 年	第1回国際らい会議で感染説が確立
1907 (明治 40) 年	法律第11号「癩予防ニ関スル件」制定
1909 (明治 42) 年	第2回国際らい会議で「らい菌」の感染力が弱いことを確認
1929 (昭和 4) 年	「無癩県運動」愛知県の民間運動が発端になり開始
1931 (昭和 6) 年	「癩予防法」制定
1947 (昭和 22) 年	国内で治療薬プロミンの使用開始
1953 (昭和 28) 年	「らい予防法」制定
1960 (昭和 35) 年	WHO (世界保健機関) が差別法の撤廃、外来治療を提唱
1963 (昭和 38) 年	愛知県が外来診療開始 (現在は、療養相談として実施)
1993 (平成 5) 年	高松宮記念ハンセン病資料館 (東京都東村山市) 開設
1996 (平成 8) 年	「らい予防法」廃止
2001 (平成 13) 年	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行
2004 (平成 16) 年	愛知県が「ハンセン病の記録」作成
2005 (平成 17) 年	「ハンセン病問題に関する検証会議」が『最終報告書』を公表
2006 (平成 18) 年	「第2回ハンセン病問題に関するシンポジウム」愛知県にて開催
2007 (平成 19) 年	国立ハンセン病資料館 開館 (高松宮記念ハンセン病資料館を改修)
2009 (平成 21) 年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が4月1日から施行
2011 (平成 23) 年	厚生労働省が霞が関 庁舎前に「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
2014 (平成 26) 年	重監房資料館 (群馬県吾妻郡草津町) 開設
2017 (平成 29) 年	愛知県がDVD「今、伝えたいこと 愛知県出身ハンセン病療養所入所者の証言記録」作成
2019 (令和 元) 年	ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行

愛知県の取り組み

愛知県では、県内の婦人団体等と協力して、療養所への訪問、入所者の方々の郷土訪問、在宅者のための療養相談、療養所への地元新聞の送付、人権啓発用パネルの展示、リーフレットの作成及び配付などの事業を実施しています。

パネルや図書・DVDの貸出しも行ってあります。ご希望の方は、お気軽にご利用ください。

愛知県出身ハンセン病療養所入所者の証言記録 (DVD: 上映時間 31分) も貸し出しています。
【2017~2019年度にかけて県内の各市町村、公立図書館、高等学校等に寄贈】



どんな病気であっても、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。



長島愛生園 納骨堂

長く続いた隔離政策や偏見差別により、療養所に入所されているハンセン病元患者の方々は、亡くなられてもその多くが故郷に帰ることのできない現状にあり、遺骨は各療養所の納骨堂に納められています。

愛知県保健医療局健康義務部健康対策課

住所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6268 (ダイヤルイン)

E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

愛知県ハンセン病対策ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000009303.html>

2025年2月発行

ハンセン病を 正しく理解するために



長島大橋 (人間回復の橋)

岡山市瀬戸市内の離島、長島には、ハンセン病療養所の長島愛生園と長島光明園があります。この離島と本土を結ぶ長島大橋は、隔離された入所者の方々が声を上げ、1988 (昭和 63) 年に架橋されました。この橋により、療養所と社会が1本の道でつながり、交流できるようになったことから「人間回復の橋」と呼ばれています。

◇お知らせ◇

【ハンセン病の患者であった方の御家族への補償金制度について】

ハンセン病の患者であった方とともに、その御家族も偏見と差別の中で長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてこられたとして、2019 (令和元) 年 11 月 22 日に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」と「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行されました。

これにより、ハンセン病の患者であった方の御家族に国から補償金が支給されることになり、ハンセン病の患者であった方とともに、その御家族についても福祉の増進、名誉の回復等が図られることになりました。

補償金についての御相談や請求方法については、直接、厚生労働省へお問合せください。

○請求期間：2029 (令和 11) 年 11 月 21 日まで

○問合せ先：厚生労働省 健康・生活衛生局 補償金担当窓口 電話：03-3595-2262

受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで (月曜日から金曜日。土日祝、年末年始を除く。)
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

○メール：hoshoukin@mhlw.go.jp

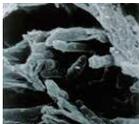
○ホームページ： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

このパンフレットは、ハンセン病について正しく知っていただくことを目的として作成しました。ハンセン病にかかった人びととその家族は、多大な人権侵害を受けてきました。そのことを知ることで、再び、過ちを繰り返さないという「思い」を持っていただきたいと思います。



ハンセン病とは？ その治療は？

- ハンセン病は“らい菌”による感染症です。
“らい菌”は1873（明治6）年、ノルウェーの医師アルマウェル・ハンセンによって発見され、ハンセン病はこの発見者にちなみ名付けられました。
- “らい菌”の感染力は非常に弱く、成人の場合ほとんど感染することはありません。
感染しても発病することはまれで、これまで、療養所の医師や看護師などの職員にハンセン病になった人はいません。
- 有効な治療方法がなかった時代、療養所は治療より収容を優先していました。昭和10年代は、唯一の治療薬と考えられていた大風子油の注射を行っていました。1947（昭和22）年からハンセン病の特効薬（プロミン）での治療が始まり、その後治療方法は進歩し、現在では通院による服薬で治療ができます。
- 現在、日本での新規患者の発生は、年間数名にとどまっており、早期に診断され、適切に治療されると、身体に障害を残すことなく治癒します。
- 治療によってハンセン病が治癒しても、効果的な治療ができなかった時代の後遺症（失明・知覚麻痺・運動麻痺など）を抱えている人が多いです。



らい菌



昭和13年
熊本の本妙寺周辺集落の
「強制収容」時の写真



効果が不確かだ
った「大風子油」



戦後にできた特効薬
「プロミン」



殺菌作用のある
内服薬

なぜ差別されたのか？

- 皮膚や末梢神経に障害がおき、四肢などに変形や機能障害が生じ、一見してハンセン病と分かる症状がありました。
- 隔離政策により、ハンセン病療養所に隔離されたり、家が消毒されたりしたことで、感染力の強い病気、怖い病気、不治の病という偏見や誤解が広まりました。
- 家筋と血筋の病とみなされ、患者だけでなく家族全体が差別されました。

隔離政策に反対した人物

小笠原 登 医師

えんしゅうじ



1888（明治21）年7月10日、愛知県あま市にある園周寺の三男として生まれ、1926（大正15）年から京都帝国大学（現在の京都大学）でハンセン病治療を担当しました。ハンセン病の発病は体質によるところが大きいこと、ハンセン病は不治ではないこと等の考えから、当時の強制隔離、断種に反対しました。82歳で死去。

ハンセン病患者に対し献身的な医療活動をされ、人権擁護も含め公共の福祉増進に尽くされた功績から、2007（平成19）年8月5日、甚目寺町（現あま市）から名誉町民の称号が授与されました。

何が誤っていたか？ 昔の療養所では・・・

- ハンセン病は恐ろしい病気であるという誤解から、ハンセン病にかかった人々は、長い間人権を侵害されてきました。強制収容され、療養所から出られませんでした。
- “らい菌”の感染力は弱く、本来、危険な病気ではなかったにもかかわらず、「らい予防法」で一度入所させられると、退所の規定がないこともあって、社会に戻れる人はほとんどありませんでした。
- ハンセン病患者を県からなくそうとする「無癩県運動」が、官民一体となって行われていたときもありました。
- 昔の療養所では、医師や看護師が少ないため、患者が治療助手として手伝っていました。
- 入所者は、子孫を残すことを許されず、療養所の中で断種（子供ができなくなる手術）や人工妊娠中絶が行われていました。
- 隔離政策は、1996（平成8）年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられました。



進行による収容



←圓内通用券
療養所では、入所者の逃亡を防止するため、お金の代わりにその療養所でしか通用しない券を発行していました。



断種のための手術台

今、ハンセン病療養所は？

- 全国で720人（2024（令和6）年5月1日現在）の方が14か所の療養所で生活しています。愛知県出身者は2024（令和6）年12月1日現在で、28人の方が4療養所で生活し、平均年齢89歳と高齢になっています。すでにハンセン病は治っていることから、単に「入所者」と呼ばれています。
- 入所者は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりましたが、高齢化、後遺症、偏見・差別などのために、多くの方が療養所での生活を余儀なくされています。
- 入所者の高齢化が進み、入所者数の減少が進んでいることから、このハンセン病問題を風化させないための啓発活動を行うとともに、療養所を地域の人たちと使えるようにする様々な取り組みが行われるなど、広く社会に解放する「療養所の社会化（保育所・社会施設の設置など）」が進められています。

